

疑わしい取引の届出先一覧

号	特定事業者	行政庁	届出先担当部局	
1	銀行	金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係	
2	信用金庫			
3	信用金庫連合会			
4	労働金庫	金融庁長官 及び厚生労働大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 厚生労働省労働基準局 勤労者生活課労働金庫業務室	
				下記以外の労働金庫
	一の都道府県の区域を超えない 区域を地区とする労働金庫	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局	
5	労働金庫連合会	金融庁長官 及び厚生労働大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 厚生労働省労働基準局 勤労者生活課 労働金庫業務室	
6	信用協同組合	金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係	
7	信用協同組合連合会			
8	農業協同組合 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局	
9	農業協同組合連合会 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る	(信用事業に係る届出について) 金融庁長官 及び農林水産大臣	(信用事業に係る届出について) 金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 各地方農政局の担当部局	
		(共済事業に係る届出について) 農林水産大臣	(共済事業に係る届出について) 農林水産省経営局 協同組織課	
		北海道を地区とする農業協同組合連合会 ※信用事業に係る届出に限る	金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省経営局 金融調整課
10	漁業協同組合	都道府県の区域を超える区域を 地区とする漁業協同組合	金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省水産庁 漁政部水産経営課
		上記以外の漁業協同組合	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
11	漁業協同 組合連合会	都道府県の区域を超える区域を 地区とする漁業協同組合連合会 及び都道府県の区域を地区とする 漁業協同組合連合会	金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省水産庁漁政部 水産経営課
		上記以外の漁業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
12	水産加工業 協同組合	都道府県の区域を超える区域を 地区とする水産加工業協同組合	金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省水産庁漁政部 水産経営課
		上記以外の水産加工業協同組合	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
13	水産加工業協同 組合連合会	都道府県の区域を超える 区域を地区とする 水産加工業協同組合連合会 及び都道府県の区域を地区とする 水産加工業協同組合連合会	金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省水産庁 漁政部水産経営課
		上記以外の 水産加工業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局

14	農林中央金庫		金融庁長官 及び農林水産大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 農林水産省経営局 金融調整課
15	株式会社商工組合中央金庫		金融庁長官、財務大臣 及び経済産業大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 財務省大臣官房政策金融課 経済産業省中小企業庁 事業環境部金融課
16	株式会社日本政策投資銀行		財務大臣	財務省大臣官房 政策金融課
17	保険会社			
18	保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等		金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
19	保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者			
20	共済水産業協同 組合連合会	都道府県の区域を超える 区域を地区とする 共済水産業協同組合連合会 及び都道府県の区域を地区とする 共済水産業協同組合連合会	農林水産大臣	農林水産省水産庁 漁政部水産経営課
		上記以外の 共済水産業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
21	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者			
22	金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社			
23	金融商品取引法第63条第3項に規定する特例業務届出者		金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
24	信託会社			
25	信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者			
26	不動産特定共同事業法 第2条第5項に規定す る 不動産特定共同事業者 又は同条第7項に規定 する特例事業者	主務大臣の許可を受けた 不動産特定共同事業者	金融庁長官 及び国土交通大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課
		都道府県知事の許可を受けた 不動産特定共同事業者	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
		特例事業者	金融庁長官 及び国土交通大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課
27	無尽会社			
28	貸金業法第2条第2項 に 規定する貸金業者	内閣総理大臣の 登録を受けた貸金業者	金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
		都道府県知事の 登録を受けた貸金業者	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
29	主としてコール資金の貸付けまたはその貸借の媒介を 業として行う者で金融庁長官の指定するもの		金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
30	資金移動業者		金融庁長官	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
31	商品先物取引法第2条第23項に規定する 商品先物取引業者		農林水産大臣 及び経済産業大臣	農林水産省総合食料局 商品取引監理官 経済産業省 商務情報政策局商務課
32	社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に 規定する振替機関（同法第48条の規定により振替期間とみ なされる日本銀行を含む。）		金融庁長官 及び法務大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 法務省民事局商事課
		国債を取り扱う振替機関	金融庁長官、法務大臣 及び財務大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 法務省民事局商事課 財務省理財局国債企画課法規係

33	社債、株式等の振替に関する法律 第2条第4項に規定する口座管理機関	金融庁長官 及び法務大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係
	国債を取り扱う口座管理機関	金融庁長官、法務大臣 及び財務大臣	法務省民事局商事課 金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 法務省民事局商事課 財務省理財局国債企画課法規係
34	電子債権記録機関	金融庁長官、法務大臣	金融庁監督局総務課 特定金融情報第2係 法務省民事局商事課
35	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務大臣	総務省情報流通行政局 郵政行政部貯金保険課
36	本邦において両替業務を行う者	財務大臣	財務省国際局調査課 外国為替室
37	ファイナンスリース事業者	経済産業大臣	経済産業省商務情報政策局 商取引・消費経済政策課 消費経済企画室
38	クレジットカード事業者		経済産業省商務情報政策局 商取引監督課
39	宅地建物取引業法 第2条第3号に規定する 宅地建物取引業者	国土交通大臣の免許を受けた 宅地建物取引業者	国土交通大臣
		都道府県知事の免許を受けた 宅地建物取引業者	各都道府県知事
40	宝石・貴金属等 取扱事業者	宝石商	経済産業大臣
		貴金属商	
		古物営業者	各都道府県公安委員会
41	郵便物受取サービス業者	経済産業大臣	経済産業省商務情報政策局 商取引監督課
	電話受付代行業者	総務大臣	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課
	電話転送サービス事業者		

各行政庁のお問合わせ先

行政庁	電話（代表）
金融庁	03-3506-6000
総務省	03-5253-5111
法務省	03-3580-4111
財務省	03-3581-4111
厚生労働省	03-5253-1111
農林水産省（水産庁を含む）	03-3502-8111
経済産業省（中小企業庁、資源エネルギー庁を含む）	03-3501-1511
国土交通省	03-5253-8111